

「財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案」の概要

第1 趣旨

この法律は、財政が破綻状態にある市町村において小学校及び中学校に係る適切な教育環境を確保することが困難であることにかんがみ、義務教育関係事務の緊急移管制度を創設するために必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

- (1) この法律において「義務教育関係事務」とは、市町村の教育に関する事務のうち小学校及び中学校に係るものをいう。
- (2) この法律において「義務教育関係事務の緊急移管制度」とは、財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務を緊急の措置として一定期間国に移管する制度をいう。

第3 基本理念

義務教育関係事務の緊急移管制度の創設は、義務教育に係る教育を受ける権利の重要性を踏まえ、財政が破綻状態にありその十分な保障が困難な市町村における義務教育に関し、国の責任において適切な教育環境を確保することを基本理念として行われるものとする。

第4 移管制度の創設及び実施

国は、第3の基本理念及び第5から第8までの方針に従って義務教育関係事務の緊急移管制度を創設し、平成21年度から実施するものとする。

第5 移管制度の適用の対象等

義務教育関係事務の緊急移管制度は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第4項に規定する財政再生団体であって同法第10条第3項の同意を得ているもの（同法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる財政再建計画に係る地方公共団体を含む。以下単に「財政再生団体」という。）である市町村について、総務大臣及び文部科学大臣が指定する期間、適用されるものとする。

第6 移管制度の内容

義務教育関係事務の緊急移管制度の内容は、次の事項を基本として定められるものとする。

- ① その適用を受ける市町村（以下「適用市町村」という。）の義務教育関係事務は、適用を受ける期間（以下「適用期間」という。）中、文部科学大臣が処理すること。
- ② 適用市町村が設置している小学校及び中学校は、適用期間中、国が設置する学校となること。
- ③ ②の小学校及び中学校の教職員は、適用期間中、国家公務員の身分を有すること。

第7 国に移管された義務教育関係事務の処理の基本原則

国に移管された義務教育関係事務の処理は、適用市町村が財政再生団体となる前の小学校及び中学校に係る教育環境を確保することを基本としつつ、適用市町村の住民の意向に配慮し、かつ、適用市町村をめぐる社会情勢の変化に的確に対応することを旨として行われるものとする。

第8 適用市町村の協力

適用市町村は、国に移管された義務教育関係事務が本来適用市町村において処理されるべきものであること及び将来適用市町村に再び移管されるものであることを踏まえ、その処理について必要な協力を行わなければならないものとする。